

## 一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）について

観光の目的で一次有効の短期滞在電子ビザ（90日以内の滞在）のオンライン申請（eVISA）の手続の概要は次のとおりです。なお、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を得る活動に従事することは認められません。

### 1 オンライン申請（eVISA）ができる方

**香港又はマカオに居住している方が申請できます。**

- (注1) 一時的滞在者（訪問者）は申請することができません。申請に当たっては、香港又はマカオにおいて合法的居住者であることを示す滞在許可及び香港又はマカオのIDカードをご提示いただきます。日本へ渡航中に香港又はマカオの滞在許可期限が到来する方は、在留期間延長手続を終えてから申請してください。
- (注2) 申請人が**日本査証申請センター**のサイトからオンライン申請（eVISA）を行うことができます。必要書類は**当案内**を参照してください。なお、申請手続き等の詳細は**日本査証申請センター**のサイトを参照してください。
- 【日本査証申請センターのサイト: <https://visa.vfsglobal.com/hkg/ja/jpn/>】  
【日本査証申請センターの電話番号: (+852) 3167-7033】
- (注3) **以下の場合はオンライン申請（eVISA）を受付いたしません。**申請人本人が**日本査証申請センター**で提出してください。
- ① いずれかの国で有罪判決を受けたり、国外追放されたことがある方
  - ② 日本国籍と外国籍を有する方（重国籍者）
  - ③ 数次有効の短期滞在査証（ビザ）を申請する方
  - ④ 船舶を利用して日本へ渡航する方
  - ⑤ 日本国査証（ビザ）の発給を拒否されたことがある方
  - ⑥ アラブ首長国連邦、カタール、タイ及びブルネイ国籍の方

### 2 必要書類

「**一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）のための提出基本書類一覧表**」を参照してください。

- (注1) 提出いただく書類は、**発行後3か月以内のもの**に限ります。
- (注2) 書類が揃っていない場合は、受理できない場合があります。
- (注3) 審査は、基本的に提出された書類により行われますが、必要に応じ追加の書類をお願いする場合があります。なお、追加書類の提出をお願いする場合を除き、申請後に、申請者の判断で書類を追加で提出することは原則として認められません。

### 3 電子ビザの発給

- 申請内容に問題がない場合、審査期間は**最低2週間**です（土、日曜日、休館日を除く）。
- 審査結果は、発給を認める方のみ査証発給通知書“**Visa Issuance Notice**”（電子ビザ）が発給されます。なお、必要書類を提出したから必ず電子ビザが発給されるというものではありません。
- (注1) 書類が揃っていない場合や追加の書類をお願いした場合、当館から外務省（東京）に照会して審査する場合は、審査結果が出るまでに時間を要することがあります。
- (注2) 交付手続きは日本査証申請センターが定めた方式となります。
- (注3) 手数料のお支払いは日本査証申請センターが定めた方式となります。手数料の額は、パスポートによって異なりますので、申請の際にお確かめください。
- (注4) 電子ビザの有効期間は3か月です。有効期間の延長はできません。
- (注5) 電子ビザ発給拒否の理由については、お問い合わせがあっても回答できません。

### 4 査証発給通知書“Visa Issuance Notice”（電子ビザ）の表示

日本へ渡航の際は、お持ちのモバイル端末（スマートフォン、タブレット、又は他のインターネット接続可能端末）にインターネット接続した上で、査証発給通知書“**Visa Issuance Notice**”を画面に表示する必要があります。出入国在留管理庁、空港または航空会社の職員が提示を求めることがありますので、必要に応じて“**Visa Issuance Notice**”を提示できるようにしてください。PDFデータ、スクリーンショット、プリントアウトでの提示は不可です。

一次有効の短期滞在電子ビザ（eVISA）のための提出基本書類一覧表  
（渡航目的：観光 / 滞在期間：90日以内）

申請人が準備する書類	注	中国本土	香港D I・マカオ旅行証	ロシア・C I S諸国・ジョージア（★）	その他の国・地域
① オンライン申請（eVISA）申告書 （書式あり）	<a href="#">#1</a>	●	●	●	●
② カラー写真	<a href="#">#2</a>	●	●	●	●
③ 直近1年間の香港・マカオの出入国記録	<a href="#">#3</a>	●	●		
④ 渡航費用支弁能力を証する資料	<a href="#">#4</a>	●	●	●	●
⑤ 在職証明書（見本あり）	<a href="#">#5</a>	●	●		
⑥ 在学証明書（見本あり） ※ 学生である場合（幼稚園を含む）	<a href="#">#6</a>	▲	▲	▲	▲
⑦ 滞在予定表（書式あり）	<a href="#">#7</a>	●		●	
⑧ 航空便の予約確認書等	<a href="#">#8</a>	▲	▲	●	▲
⑨ 親族関係を示す資料 ※ 親族名義の書類を提出する場合	<a href="#">#9</a>	▲	▲	▲	▲
⑩ パスポート・香港D I・マカオ旅行証	<a href="#">#10</a>	●	●	●	●
⑪ 有効な香港又はマカオの滞在許可 ※ 永久居民の方は不要	<a href="#">#11</a>	●	●	●	●
⑫ 香港又はマカオのIDカード	<a href="#">#12</a>	●	●	●	●
<p>● 提出必要</p> <p>▲ 場合により提出必要</p> <p>（★） C I S諸国： アゼルバイジャン・アルメニア・ウクライナ・ウズベキスタン・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・トルクメニスタン・ベラルーシ・モルドバ</p>					

※ 必要に応じ追加の書類をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

## 申請人が準備する書類の注意事項

### #1 オンライン申請（eVISA）申告書（書式あり）

（注1）記載事項欄は全て記入し、内容は真実かつ正確であることを記入してください。

（注2）申請人署名欄は、申請人本人の署名が必要です（パスポートの署名と同一のもの。未就学の幼児は親権者のサインで可）。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

### #2 カラー写真

（注） 6か月以内に撮影したカラー写真（45mm×35mm、正面、無帽、無背景）を提出してください。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

### #3 直近1年間の香港・マカオの出入国記録

（注1）直近1年間の香港・マカオの出入国記録を明記しているもの。

（注2）「香港入境事務處」又は「澳門治安警察局」から発行されたものに限り、

- ① 香港の「出入境記録證明」について、「香港入境事務處」のサイト <https://www.gov.hk/tc/residents/immigration/records/str.htm> を参照してください。
- ② マカオの「個人出入境記録證明」について、「澳門治安警察局」のサイト <https://www.gov.mo/zh-hant/services/ps-1474/ps-1474j/> を参照してください。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

### #4 渡航費用支弁能力を証する資料

（注1）申請人名義の銀行通帳又は銀行通知（バンクステートメント）を直近3か月分（90日間）、又は公的機関が発行する1年間の所得証明（政府から発行した直近の納税証明書）を提出してください。

（注2）配偶者等との共同名義口座である場合は、親族関係を示す資料を併せて提出してください。

（注3）申請人が扶養されている場合（学生、幼児等）は、次の書類を提出してください。

- ① 扶養者（親）の渡航費用支弁能力を証する資料
- ② 扶養者（親）との関係を証する資料（出生証明書）

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

### #5 在職証明書（見本あり）

（注1）在職事実、目的地、期間、目的、渡航費用負担に関する事項、及び会社の名称、住所、電話番号、担当者の役職、氏名、署名（原則として、電子サインやハンコサインは認められません）を明記してください。

（注2）申請人又は扶養者が代表者又は役職者である場合は、法人登記簿謄本等（有効な「商業登記證」及び「商業登記冊内資料的摘録的核證本」）を併せて提出してください。

（注3）申請人が主婦、学生又は幼児である場合は、次の書類を提出してください。

- ① 扶養者（配偶者又は親）の在職証明書（扶養者が同行する場合は、日本での滞在期間が明記されたもの）
- ② 扶養者（配偶者又は親）との関係を証する資料（婚姻証明書又は出生証明書）

（注4）中国本土パスポート所持者が香港又はマカオの学生査証（ビザ）を有する場合は、提出不要です。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

### #6 在学証明書（見本あり）又は在学証明

（注1）申請人が学生で、在学証明書を提出する場合は、在学事実、目的地、期間、目的、渡航費用負担に関する事項、及び学校の名称、住所、電話番号、担当者の役職、氏名、署名（原則として、電子サインやハンコサインは認められません）を明記したものを提出してください。

（注2）申請人が学生で、学生証や学生手帳等の在学証明を提出する場合は、申請人の学年、学校の名称、住所、電話番号が明記されたものを提出してください。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #7 滞在予定表（書式あり）

- (注1) 行動予定、出入国時に利用予定の便名（香港発着便（第三国経由を含む））や空港名、宿泊先の詳細（ホテルの場合は名称、所在地、電話番号）を可能な限り具体的に記入してください。
- (注2) 中国本土パスポート所持者が香港又はマカオの学生査証（ビザ）を有する場合は、提出不要です。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #8 航空便の予約確認書等

- (注1) 往復の航空券、航空券予約確認書又は領収印のあるツアー申込書を提出してください。
- (注2) ロシア・C I S諸国・ジョージア国籍の方は、航空便の予約確認書等の提出が必要です。
- (注3) 沖縄県／宮城県／福島県／岩手県を訪問する方（注2以外の国籍）が、同県発着の航空便の予約確認書等を提出すると、査証手数料が免除されことは可能です。
- (注4) 航空便の予約確認書等を提出したから必ず電子ビザが発給されるというものではありませんので、予めご了承ください。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #9 親族関係を示す資料

- (注1) 親族との関係を証する資料（戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等）を提出してください。
- (注2) 戸籍謄本である場合は、発行後3か月以内のものに限ります。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #10 パスポート・香港D I・マカオ旅行証

- (注1) 香港D I又はマカオ旅行証を所持している場合は、残存有効期間が6月以上あるものに限ります。
- (注2) 身分事項ページ、署名のあるページ、有効な香港又はマカオの滞在許可及び日本の査証（ビザ）、出入国スタンプのあるページを提出してください。
- (注3) パスポート・香港D I・マカオ旅行証の署名欄には、申請人本人の署名が必要です（未就学の幼児を除く）。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #11 有効な香港又はマカオの滞在許可

- (注1) 旧パスポートに貼付されている場合は、旧パスポートの身分事項ページ、有効な香港又はマカオの滞在許可のあるページを提出してください。
- (注2) 香港又はマカオの滞在許可が通行証に基づいて発給された場合は、必ず有効な逗留許可（D）（「逗留（D）簽注」）が記載された通行証（表裏）を併せて提出してください。
- (注3) 香港D I又はマカオ旅行証を所持している場合は、提出不要です。
- (注4) 香港又はマカオの「永久性居民身份證」を所持している場合は、提出不要です。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)

## #12 香港又はマカオのIDカード

- (注1) 香港又はマカオのIDカードを所持している場合は、香港又はマカオのIDカード（表裏）を提出してください。
- (注2) マカオ外地雇員身分識別証（「外地雇員身份識別證」）を所持している場合は、マカオ外地雇員身分識別証（「外地雇員身份識別證」）（表裏）を提出してください。

[【トップへ】](#) [【基本書類一覧表へ】](#)